

博物館 網走監獄商標使用許諾・展示施設ロゴマーク使用契約書

公益財団法人 網走監獄保存財団（以下「甲」という。）と、〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、甲の所有商標、展示施設につき商標権及び展示施設ロゴマーク使用許諾の条件について、次のとおり商標・展示施設ロゴマーク使用契約（以下「本契約」とする。）を締結する。

第1条（特許ライセンス・展示施設ロゴマーク使用権の許諾）

甲は、下記の商標（以下「本件商標」という）についての使用権を、乙に許諾するものとし、乙は、本件商標を利用した製品を製造、販売、広告宣伝に使用することができる。

「本件商標」とは、次の各号が定める商標権をいう。

（１） 商標登録番号：第４６４３９９９号 「網走監獄」

（２） 商標登録番号：第４９３８６７５号 「網走監獄」

２ 甲は、保有する展示施設を連想させる、展示施設ロゴマーク（以下「本件ロゴマーク」という）について使用権を、乙に許諾するものとし、乙は本件ロゴマークを利用した製品を製造、販売、広告宣伝に使用することができる。

第2条（対価ならびにその支払い）

乙は、下記の商標使用対価を甲に対して支払うものとする。

記

（１） 本商標の使用料として年間１００，０００円（税別）を甲に対して支払うものとする。

（２） 甲の指定する口座に、該当月末締め、翌月末日までに支払い（振込）するものとする。

振込手数料は、乙が負担するものとする。

第3条（商標・ロゴマークの使用方法）

乙は、本件商標、本件ロゴマークを利用した製品の製造・販売・広告宣伝にあたり、その使用方法が適切なものであるか甲の確認を経てから実施するものとし、その使用方法が適切なものであるか甲の了承を得るものとする。乙は、本件製品・広告宣伝以外に、本件商標、本件ロゴマークを付してはならない。

第4条（商標・展示施設ロゴマークに対する侵害行為）

甲および乙は、第三者が本商標、展示施設ロゴマークを侵害している事実、または本件商標、本件展示施設ロゴマークを侵害する可能性を知った場合には、ただちに相手方に通知するものとし、誠意協力の上で、侵害行為に対処するものとする。

第5条（損害賠償）

甲および乙は、相手方に損害を与えた場合、生じた損害を賠償するものとする。

第6条（解除）

甲または乙は、他の当事者が次の各号の一つに該当したときは、催告なしにただちに、本契約およびこれにもとづく個別契約の全部または一部を解除することができる。

- （１） 本契約あるいは個別契約の条項に違反したとき
- （２） 銀行取引停止処分を受けたとき
- （３） 第三者から強制執行を受けたとき
- （４） 破産・民事再生、または会社更生等の申立があったとき
- （５） 信用状態の悪化等あるいはその他契約の解除につき、相当の事由が認められるとき

第7条（契約の変更）

本契約の変更は、書面によってのみ提示するものとし、甲乙両社の合意があった場合のみ変更することができるものとする。

第8条（準拠法・合意管轄）

本契約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとする。

2 本契約に関する法的紛争については、釧路地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9条（協議事項）

本契約に定めない事項、本契約の解釈について疑義が生じたときおよび本契約の変更については、甲および乙は信義誠実をもって協議のうえ円満解決を図る。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲： 〒099-2421
北海道網走市字呼人1番地の1
公益財団法人 網走監獄保存財団
理事長 北 野 清 丸

乙
：